

検索削除

H29.1.31 最高裁決定後の裁判例

弁護士 森 亮二

H29.1.31 最高裁決定「明らか基準」

最高裁 平成29年1月31日決定

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。
- また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。
- そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、（中略）表現行為の制約で³あることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるという

最高裁 平成29年1月31日決定

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- URL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、
- その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか
な場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除
することを求めることができるものと解するのが相当である。⁴

最高裁 平成29年1月31日決定

債権者の氏名・住所で検索すると児童買春の罪で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。
- 以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、前記1（1）の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

削除請求側代理人の意見

申立側代理人の意見

LIBRA 2017年10月号
座談会「最高裁平成29年1月31日決定の検討と課題」

- なかなか認容を書きづらいというような空気感があるような気がしますよね。
- 裁判官がなかなか認容と言わないというような萎縮効果が生まれていると感じています。「明らか」でないと言えればいいので却下の方が判断しやすいですよね。どこかが認容を出してくれることを祈るばかりです。
- 実際には「明らか」のところで戦うことは難しいですね。なかなか勝たせてくれないですよね。
- この「明らか」を加えた最高裁の意図は裁判官に楽させることではないはずです。「明らか」ではないという結論を出す前に非常に緻密な利益衡量をした上で、なぜ「明らか」ではないと結論付けたかという判断過程を理由の中できっちりと書くべきだと思います（憲法学者）。

申立側代理人の意見

第42回 法とコンピュータ学会研究会
神田知宏弁護士のご講演から

- 掲示板の場合は、「逆転」事件の基準と同じで優越するかどうか。検索になっていきなり「明らか」基準となった。
- 社会の重要な関心の対象である ⇒ 却下 のパターンが多い
- 知人以外には検索しないので「伝達される範囲」が狭いとして認容されない傾向がある。
- 何年たったら削除できるか、という議論は、最高裁決定によって失われた。今は、社会の関心事かどうかだけが事実上の基準となっている。

H29.1.31 最高裁決定後の裁判例



最高裁決定後の裁判例

- Westlaw.comで「検索」を検索クエリとして全文検索。に限定日付を最高裁決定以降とする民事の裁判例
- 6件該当。
- 全件、削除請求を否定。全件、最高裁決定を引用している。
- 上記の検索結果としては出なかったが、請求を認めたものもある。

名古屋高裁 平成29年3月31日 決定

検索結果削除仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

電車で女子高生のスカート内を盗撮しようとした行為で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 本件事件は、電車でスマートフォンを用いて女子高生のスカートの中を盗撮しようとしたというもので、同種事件の防止及び取締りの徹底を求める社会的関心は高く、特に、女子高校生やその親にとっては重大な関心事であることは明らかであり、公共の安全・平穩に関わる社会的に正当な関心の対象であると認められる。しかも、その犯罪が公務員によって惹起された場合には、担当する職務の内容や本件事件との関連性にかかわらず、その資質や清廉性について、広く国民・住民の正当な関心の対象になるというべきであるし、本件事件のような破廉恥行為の存在やこれに対する国民・住民の関心に関する状況が、本件事件後に変化したと認めるに足りる証拠はない。

名古屋高裁 平成29年3月31日 決定

検索結果削除仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

電車で女子高生のスカート内を盗撮しようとした行為で逮捕された事実の検索結果

- 削除請求を認めない。
 - 事件発生から3年以上経過している
 - 抗告人が再犯に及ぶことなく日常生活を営み、近く婚姻の予定があるとしても、本件事件により逮捕された事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

名古屋高裁 平成29年3月31日 決定

検索結果削除仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件

電車で女子高生のスカート内を盗撮しようとした行為で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 抗告人は、（中略）最高裁平成29年決定の事案では、逮捕事実（児童買春）の法定刑は5年以下の懲役又は300万円以下の罰金であるのに対し、本件事件における被疑事実の法定刑は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金であるから、本件では「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」に当たると主張する。なるほど、本件事件は、（正式名称略、迷惑防止条例）が処罰の対象としていることから明らかなように、法益侵害の程度は、性的自由に関する最高裁平成29年決定の事案に比べれば小さいといえることができるが、そのような犯罪であるからこそ、規範意識の乏しい特異な性的嗜好を有する者により日常的に生起し得る素地があるのであり、精神的苦痛を被る被害者も多いと推認されるから、最高裁平成29年決定の事案との単なる法定刑の軽重のみによって、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らか」であるとの根拠にはなり得ない。

東京地裁 平成29年6月22日 決定

仮処分命令申立事件

公然陳列目的で児童ポルノを所持した被疑事実で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 債権者は、罰金刑に処せられた後は犯罪行為を行うことはなく民間企業で稼働しているところ、誰でもインターネットを利用して債権者の氏名を検索した結果として本件投稿記事を閲覧することができる状況にあること、債権者は、2度にわたって、インターネット上の投稿記事を端緒として勤務先の退職を余儀なくされ、現在の勤務先においてもインターネット上の本件逮捕の事実を含む投稿記事の存在を知る従業員がいるというのであり、本件投稿記事により社会生活上の一定程度の不利益を受けていると一応推認することができる。
- しかし、児童ポルノに係る行為が児童に対する性的搾取及び性的虐待として国内外において社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らすと、公共の利害に関する事項であるといえる¹⁸

東京地裁 平成29年6月22日 決定

仮処分命令申立事件

公然陳列目的で児童ポルノを所持した被疑事実で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- また、債権者が罰金刑に処せられてから約5年5か月が経過し、債権者は本件逮捕当時も現在も社会的に影響のある地位にあったものではないが、債権者の児童ポルノ所持行為は対象となった児童の人格を著しく侵害するものであるという犯罪の性質と同犯罪に関する情報は特に子を持つ親にとっては重要な関心事であることにかんがみると、本件逮捕の事実が今なお債権者の実名とともに公表されることに社会的な意義がないとはいえない。
- 過去2回の転職は、本件逮捕から7か月後及び2年6か月後であること、本件逮捕の被疑事実となった犯罪行為の内容及び性質が社会に及ぼす影響に照らし、本件逮捕の事実が周囲に知られることによる社会生活上の不利益はある程度において受任すべきであることを考慮すると、本件逮捕の事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

東京地裁 平成29年6月28日 決定

仮処分命令申立事件

酒気帯び運転で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 飲酒運転が惹起した悲惨な交通事故等を契機として飲酒運転に対する強い社会的非難が向けられ、平成19年の法改正において刑法に自動車運転過失致死傷罪が新設等されるとともに道路交通法上の酒酔い運転及び酒気帯び運転の重罰化等が図られ、更に平成25年には飲酒運転等に係る新たな犯罪類型を新設した「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が制定されるなどした経緯（当裁判所に顕著）に照らしても、債権者の前記酒気帯び運転は社会的に強い批判を受けるべきものであって、殊に債権者が大学の准教授として学生を教授すべき立場にあることに鑑みれば、本件事実は公共の利害に関する社会的に正当な関心の対象であると認められる。

東京地裁 平成29年6月28日 決定

仮処分命令申立事件

酒気帯び運転で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- なお、本件のような酒気帯び運転に対する社会的非難などを含めた社会的状況につき、本件逮捕及び本件事実の公表後約3年数か月経過した現時点において変化したとも認め難く、本件事実を公表する必要性を否定するに足りる事情は見出し難い。
- 債権者が本件逮捕後、准教授の職を辞し、犯罪を犯すことなく日常生活を営んでいることや、債権者が主張する本件検索結果によって被るとする債権者の不利益などの諸事情を勘案しても、本件事実を公表されない法的利益とこれを提供する理由に関する諸事情と比較衡量した結果、上記公表されない法的利益が優越することが明らかであるとは認め難い。

東京高裁 平成29年10月6日 決定

仮処分命令申立却下決定(東京地裁H29.6.28)に対する抗告事件

酒気帯び運転で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 飲酒運転が極めて危険かつ悪質な行為であり、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていること、当時抗告人が大学の准教授として学生を教授すべき立場にあったこと等に照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。
- 抗告人が逮捕後准教授の職を辞し、犯罪を犯すことなく日常生活を営んでいることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

東京高裁 平成29年10月6日 決定

仮処分命令申立却下決定(東京地裁H29.6.28)に対する抗告事件

酒気帯び運転で逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 抗告人の家族の生活利益の問題は、抗告人のプライバシーとは別個の問題であるから、本件において考慮の対象にするのは相当でない。なお、娘作成の陳述書をもって、本件検索結果により娘に生ずる具体的な不利益についての疎明があるとはいえず、抗告人の上記主張は、結局のところ、同人が娘に関する不安ないし懸念を述べるものといわざるを得ず、抗告人のこのような感情をもって「公表されない法的利益」ということもできない。

東京高裁 平成29年6月29日 判決

控訴事件

振り込め詐欺の「出し子」として逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 振り込め詐欺は、(中略)平成26年には被害額が全財産犯の現金被害額のおよそ50%に及んでおり、高齢者等を標的とし、多数の者が関与して組織的にかつ巧妙な手口により行われ、ここ10年以上にわたって我が国の大きな社会問題となり、強い社会的非難の対象となっている犯罪であって、その取締りの強化及び防犯等に関する社会的関心は高いことが認められる。
- 本件リンク先ウェブページに掲載された記事には、控訴人は、詐取金の引き出しを専門に行うグループのリーダーとして振り込め詐欺に関与し、これまでに数億円の引き出しを請け負ったとみられるとの記載があることは、前記1認定のとおりであって、強い社会的非難の対象となっている振り込め詐欺の事案において決して小さくない役割を果たした²⁰

東京高裁 平成29年6月29日 判決

控訴事件

振り込め詐欺の「出し子」として逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 以上の諸事情に照らすと、前記1認定のとおり、執行猶予期間満了から約6年が経過し、控訴人が、本件犯罪について有罪判決を受けた後約11年半にわたって再犯に及ぶことなく一市民として日常生活を営み、現在は妻子とともに暮らし、会社の代表取締役として事業を行っていることを考慮しても、控訴人の本件逮捕事実を公表されない法的利益が本件検索結果を提供する理由に関する諸事情に優越することが明らかであるとは認められないというべきである。
- 控訴人は、控訴人の経営する会社が、取引先等から、本件検索結果の表示により本件逮捕事実を知ったことを理由として融資や取引を断られるなどの具体的な不利益を受けたと主張し、控訴人の陳述書には、控訴人の経営する会社の融資の申込みが断られた理由は、インターネット上の記事が問題視されたことにあっただけとの記載がある。

東京高裁 平成29年6月29日 判決

控訴事件

振り込め詐欺の「出し子」として逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- (続き、中略)上記陳述書の記載は、推測を述べるものに止まり、前記融資申込みの拒絶の理由が、本件検索結果の表示による本件逮捕事実の公表によるものであったことを認めるに足りず、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。
- また、控訴人は、本件検索結果の表示により本件逮捕事実が公表されることによって、控訴人の経営する会社の従業員に不安を与え、控訴人の子供らの生活にも支障を来すなど、控訴人が新たに形成している社会生活が破壊されるおそれがあると主張し、その陳述書にも同旨の記載があるが、これについても、本件検索結果の表示による本件逮捕事実の公表によって、控訴人の経営する会社の従業員に不安を与え、控訴人の子供らの生活に影響が生じる具体的なおそれがあることを認めるに足りる証拠はない。

東京高裁 平成29年6月29日 判決

控訴事件

振り込め詐欺の「出し子」として逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 控訴人の上記主張及び陳述書の記載は、結局のところ、控訴人の内心の不安、懸念を述べるに止まるものといわざるを得ず、前記(3)の判断を左右するものとはいえない。控訴人の主張は採用することができない。

高松高裁 平成29年7月21日 決定

保全異議申立決定に対する保全抗告事件

薬事法違反(未承認医薬品の広告禁止)により逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 本件会社の会員約100名が参加した発表会において、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品の名称、効能等に関する広告をし、さらに、同発表会に参加した会員6名に対し、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品を、1本当たりの卸売価格が800円程度であるところ、1万0500円で販売した。(中略)、当時、健康被害こそ発生しなかったものの、本件会社は上記医薬品の販売により多額の利益を得た。その結果、抗告人は、懲役●●●年(●●●年間刑執行猶予)及び罰金○万円の本件有罪判決を受け、このような内容から、本件犯罪は、当時マスコミ等で大きく取り上げられた。

高松高裁 平成29年7月21日 決定

保全異議申立決定に対する保全抗告事件

薬事法違反(未承認医薬品の広告禁止)により逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- そもそも犯罪に関する事実は、それ自体公共性が高いところ、本件犯罪に係る事実は、保健衛生の向上を図り、消費者の生命、身体の安全を保護する観点から、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、その防止及び取締りの徹底について社会的関心が高い。その上で、本件犯罪において抗告人が果たした役割を考慮すると、本件犯罪に係る事実については、抗告人の実名とともに、その公共性及び社会的関心は一層高いものといえることができる。
- 本件検索結果表示は、抗告人の氏名等を条件とした場合の検索結果のごく一部にとどまり、検索結果の総数のうち本件検索結果表示が占める数の割合に加え、本件会社の商号が変更され、同表示に掲載された人物が直ちに抗告人であると同定されるものではないことなどからすると、本件犯罪に係る事実が伝達される範囲はある程度限られたものといえる。²⁵

高松高裁 平成29年7月21日 決定

保全異議申立決定に対する保全抗告事件

薬事法違反(未承認医薬品の広告禁止)により逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- 抗告人は、本件犯罪が知れることにより、信用を失い、取引を停止され、孫がいじめに遭うおそれがあるとも主張するが、本件犯罪に係る事実の全部又は一部を含む記事等によって、実際に、抗告人主張の不利益が生じたことを客観的に裏付ける疎明資料は提出されていない。したがって、抗告人の上記主張は採用できない。
- 確かに、抗告人が処せられた罰金刑については、その刑の執行を終わった後、罰金以上の刑に処せられないで5年が経過し、刑の言渡しが効力を失っている（刑法34条の2第1項）。また、懲役刑についても、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過し、刑の言渡しは、効力を失っている（刑法27条）。

高松高裁 平成29年7月21日 決定

保全異議申立決定に対する保全抗告事件

薬事法違反(未承認医薬品の広告禁止)により逮捕された事実の検索結果

□ 削除請求を認めない。

- (続き)しかし、他方で、本件犯罪は、前記アのとおり、その当時において、社会的に強い関心を集めたものであり、今日においても、類似の事案として、医薬品医療機器法（承認前の医薬品の広告禁止等）違反により逮捕される事案が発生し、同様な被害があることからすると、本件犯罪は、そのような犯罪の一事例として、今なお公共の利害に関わる事項であるといえる。
- 抗告人は、（中略、本件元記事）を対象とする仮の削除が認められたことから、本件犯罪に係る事実について、既に一般国民の関心はなくなっており、本件犯罪に関する報道等がされた当時とは社会的状況が変化している旨主張する。しかし、上記の諸点に照らせば、転載元の本件元記事について仮処分により仮の削除が認められたからといって、一般国民の関心がなくなったとはいえないから、抗告人の上記主張は、採用で²⁷きない。

おわり
